

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード連絡運輸運送約款の一部改正（鉄道駅バリアフリー料金収受開始に伴う改正）

現 行	改 正
<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「JR線」とは、東海旅客鉄道株式会社の鉄道線をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(31) 「SF」とは、TOICA 約款第3条第10号、manaca 規則第3条第7号及びマナカ規則第3条第7号に規定する「SF」をいいます。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「JR線」とは、東海旅客鉄道株式会社の鉄道線をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(31) 「SF」とは、TOICA 約款第3条第10号、manaca 規則第3条第7号及びマナカ規則第3条第7号に規定する「SF」をいいます。</p> <p><u>2 この約款に規定する旅客運賃については、JR線区間にあつてはJR旅規第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金を、その他区間にあつては各運送事業者が別に定める鉄道駅バリアフリー料金をそれぞれ含むものとします。</u></p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和6年4月1日から施行する。